

## 予算概算要求に先立つ事前評価の在り方について

### (1) 現状

- ・ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」においては、評価実施上の共通原則として、「評価の公正さを高めるために、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする外部評価を積極的に活用する。」とされている。
- ・ しかしながら、平成14年に実施した各府省の研究開発課題の評価方法等の調査・検討を通じて、予算概算要求に先立つ研究開発課題の事前評価については、一部の府省において外部専門家・有識者の意見を聴取している例もあるが、大部分は自己評価であることが明らかになった。
- ・ 予算概算要求に先立つ事前評価の結果は、各府省における予算概算要求の意志決定に用いられ、総合科学技術会議においても次年度概算要求の精査における重要な判断材料となることから、評価の公正性、客觀性を十分に確保することが重要であり、大部分が自己評価に留まっている現状は改善していく必要があると考えられる。

### (2) 予算概算要求に先立つ事前評価の在り方

#### 外部評価の徹底

評価の公正性、客觀性を十分に高めるために、予算概算要求に先立つ事前評価においても、外部評価を積極的に活用する。

なお、概算要求検討の過程における時間的制約等から外部評価の活用が困難な場合には、研究開発計画について、複数の外部専門家・有識者の意見を聴取した上で自己評価

を行うこともやむをえないが、このような場合にも、その外部専門家・有識者を明らかにするとともに、その意見の内容を評価報告書に明記する。

#### 外部評価等を行わない場合の対応

一方、研究開発の内容や性格によっては、外部評価あるいは外部専門家・有識者からの意見聴取に適さない場合も想定される。このような場合は、外部評価等に適さない理由を評価報告書に明記する。

(参考)

## 科学技術基本計画

(平成13年3月30日閣議決定)

### 第2章 重要政策

#### . 優れた成果の創出・活用のための科学技術システムの改革

##### 1. 研究開発システムの改革

###### (1) 優れた成果を生み出す研究開発システムの構築

###### 評価システムの改革

###### (a) 評価における公正さと透明性の確保、評価結果の資源配分への反映

研究開発課題の評価は、その課題の性格に応じて行う。評価は一律の基準で行うのではなく、研究課題、分野によって柔軟に対応する。とりわけ、政策目的に応じたプロジェクトや研究開発制度による課題については、第三者を評価者とした外部評価により、事前評価においては社会的・経済的な意義・効果や目標の明確性等の評価を、中間及び事後評価においては実施に当たって設定した具体的目標に対する達成度の評価を徹底する。

(p 26)

## 国の研究開発評価に関する大綱的指針

(平成13年11月28日内閣総理大臣決定)

### 第2章 評価実施上の共通原則

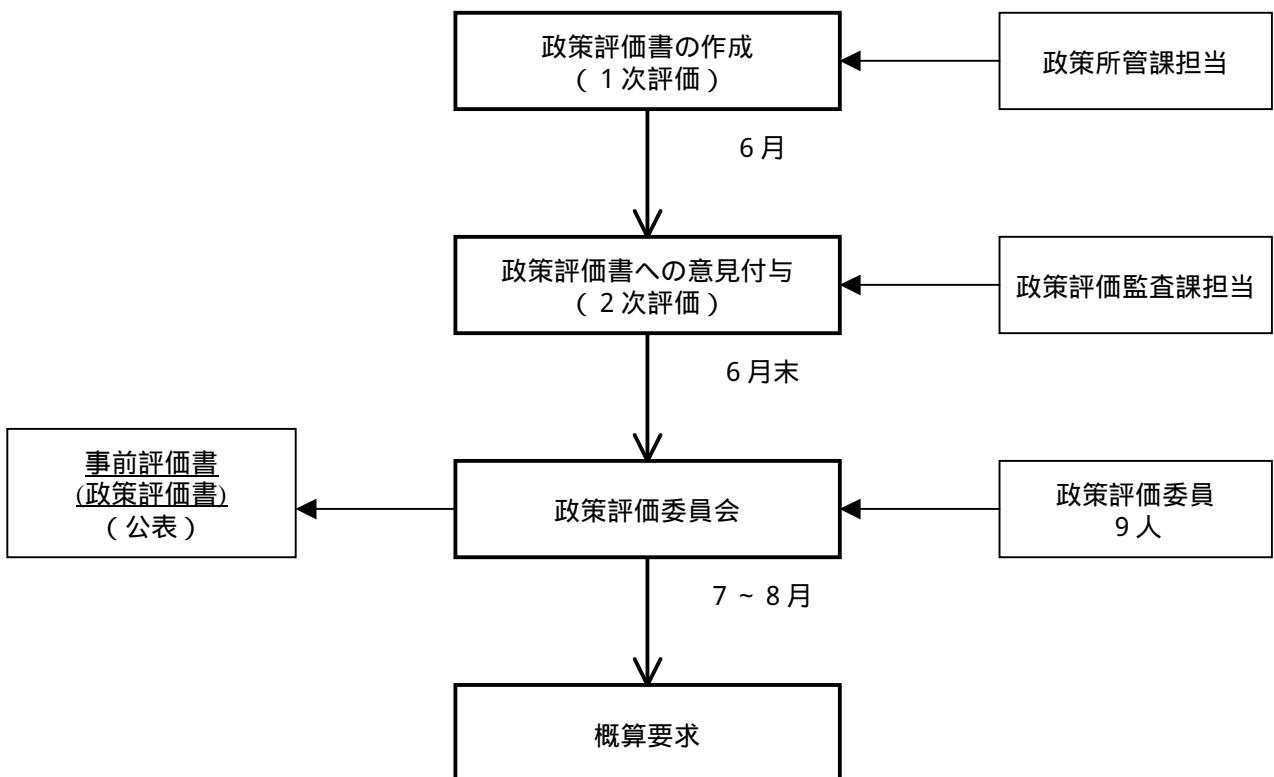
#### 3. 評価者の選任

評価の公正さを高めるために、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする外部評価を積極的に活用する。また、必要に応じて第三者評価を活用し、さらに、民間等への委託による評価の活用も考慮する。

(p 7)

# 防衛庁

アウトプット（公表の有無） 評価者等



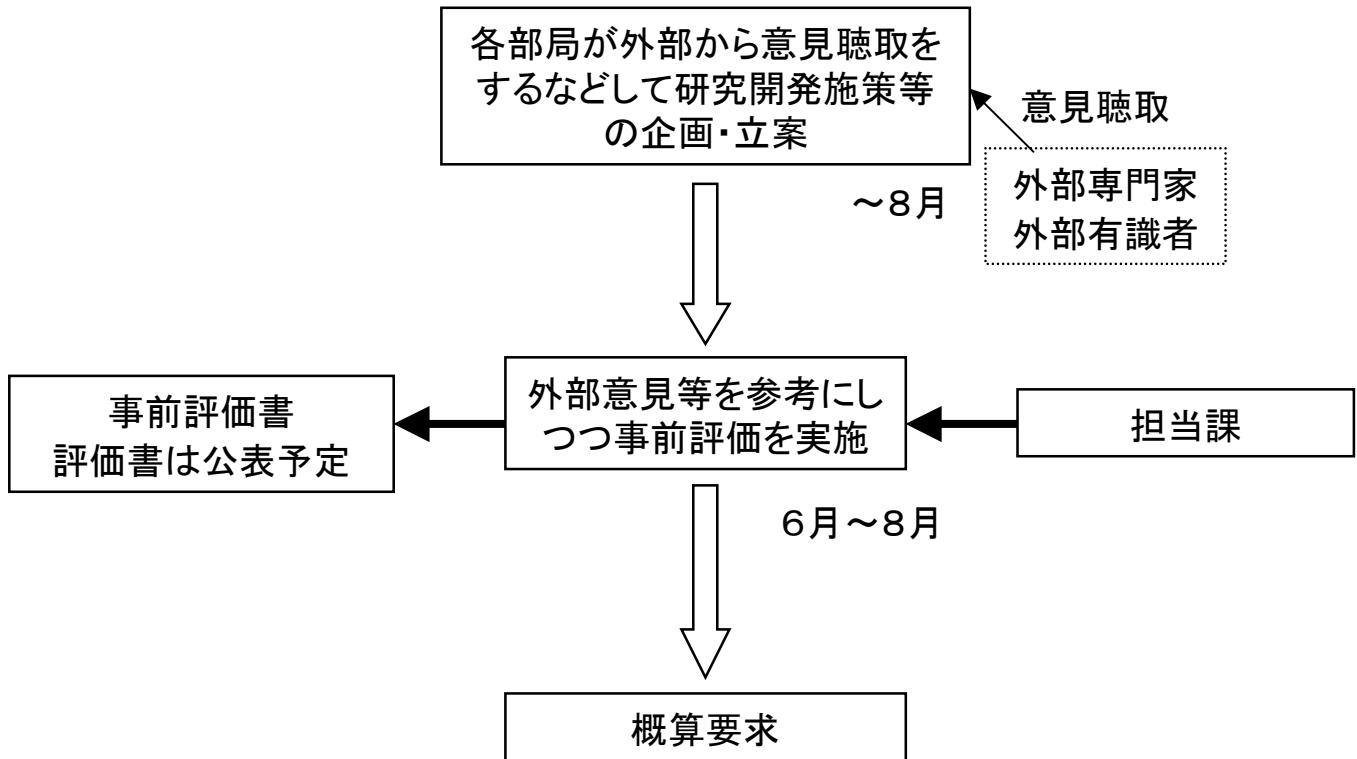
（注） 現在、上記評価システム（政策評価）とは別個に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づいた研究開発評価システムを構築しているところ（試行的に実施中）。今後、両システム間の調整を図っていく予定。

# 総務省

アウトプット

スケジュール

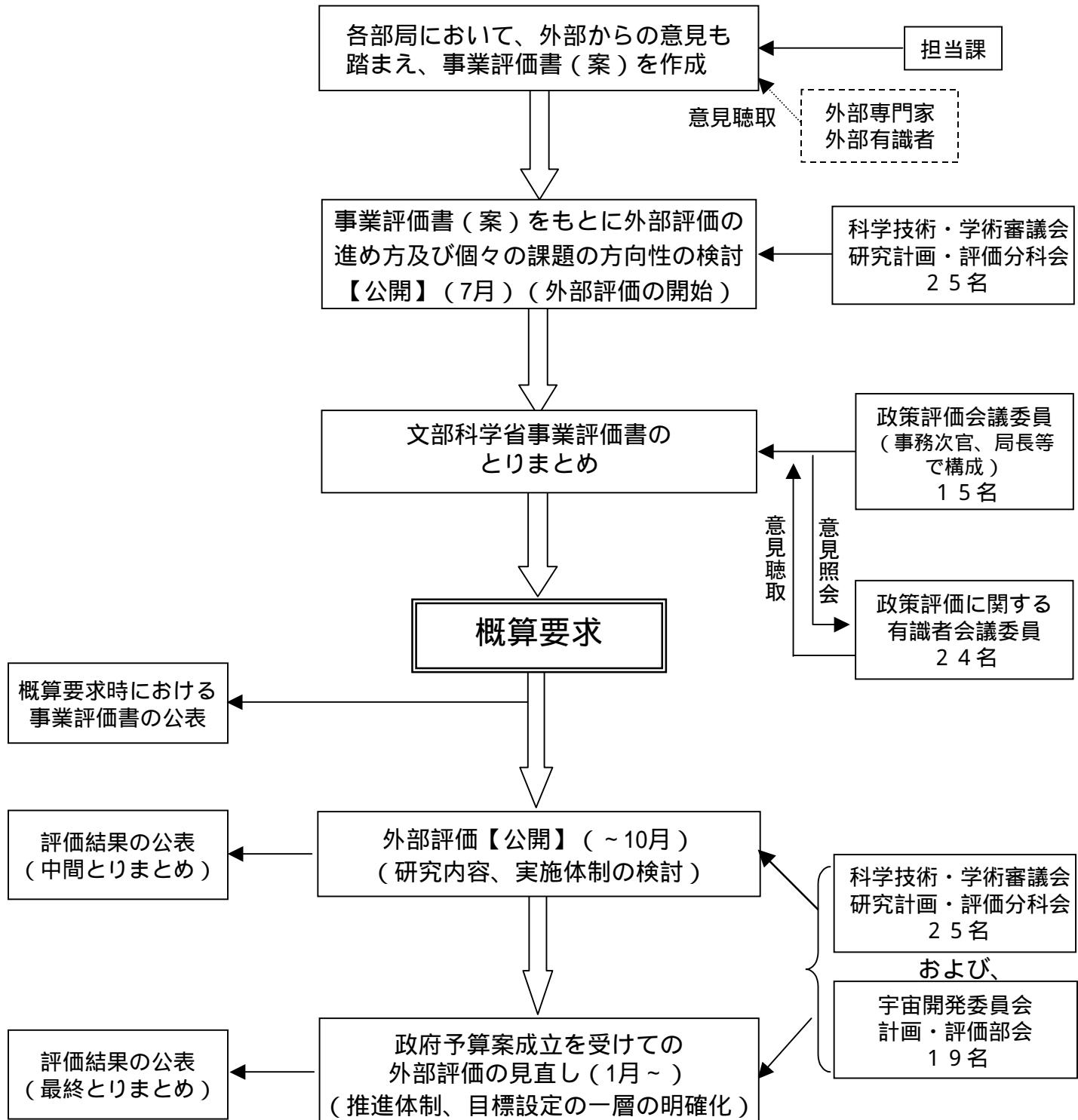
評価者等



# 文部科学省

アウトプット

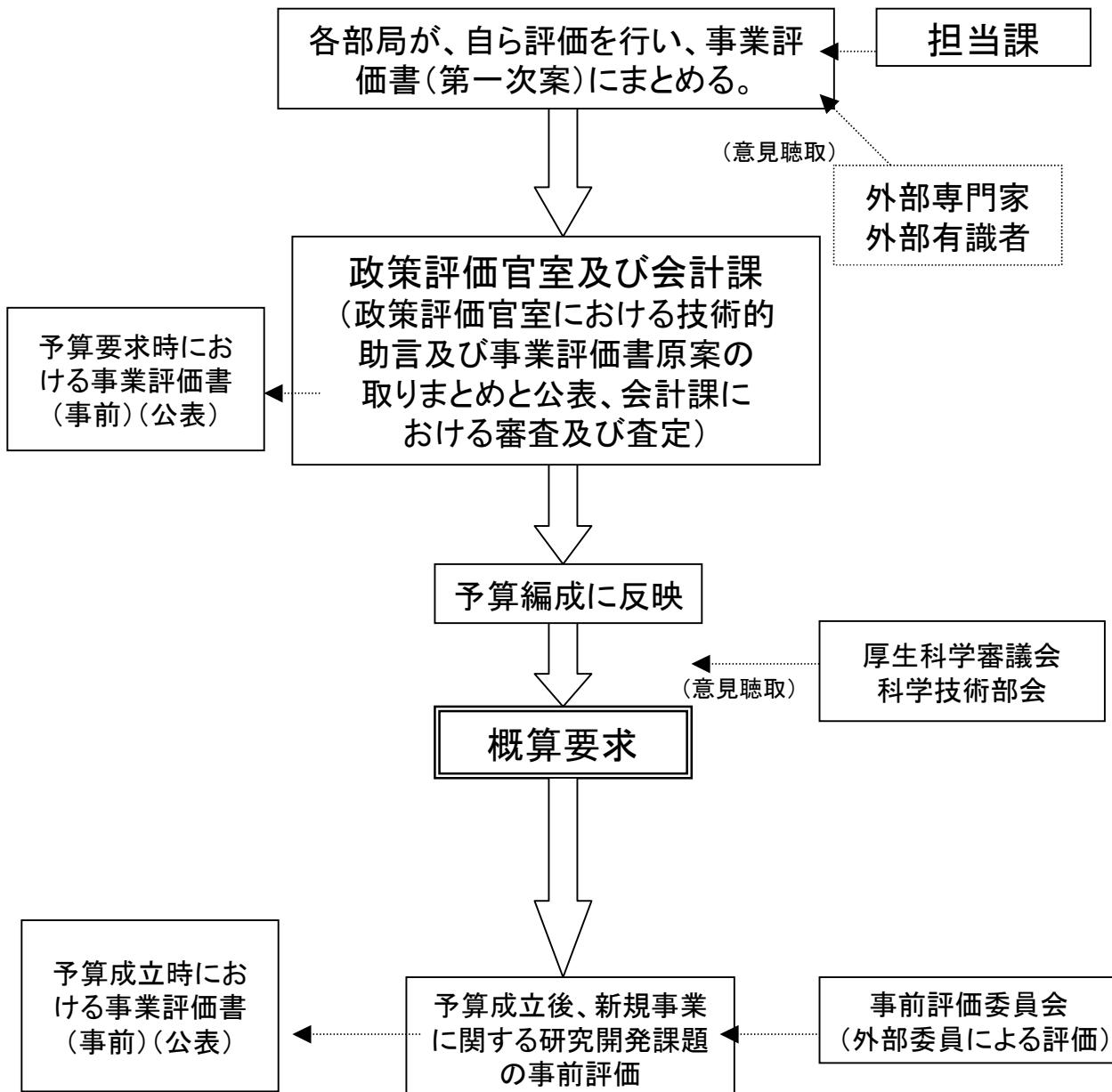
評価者等



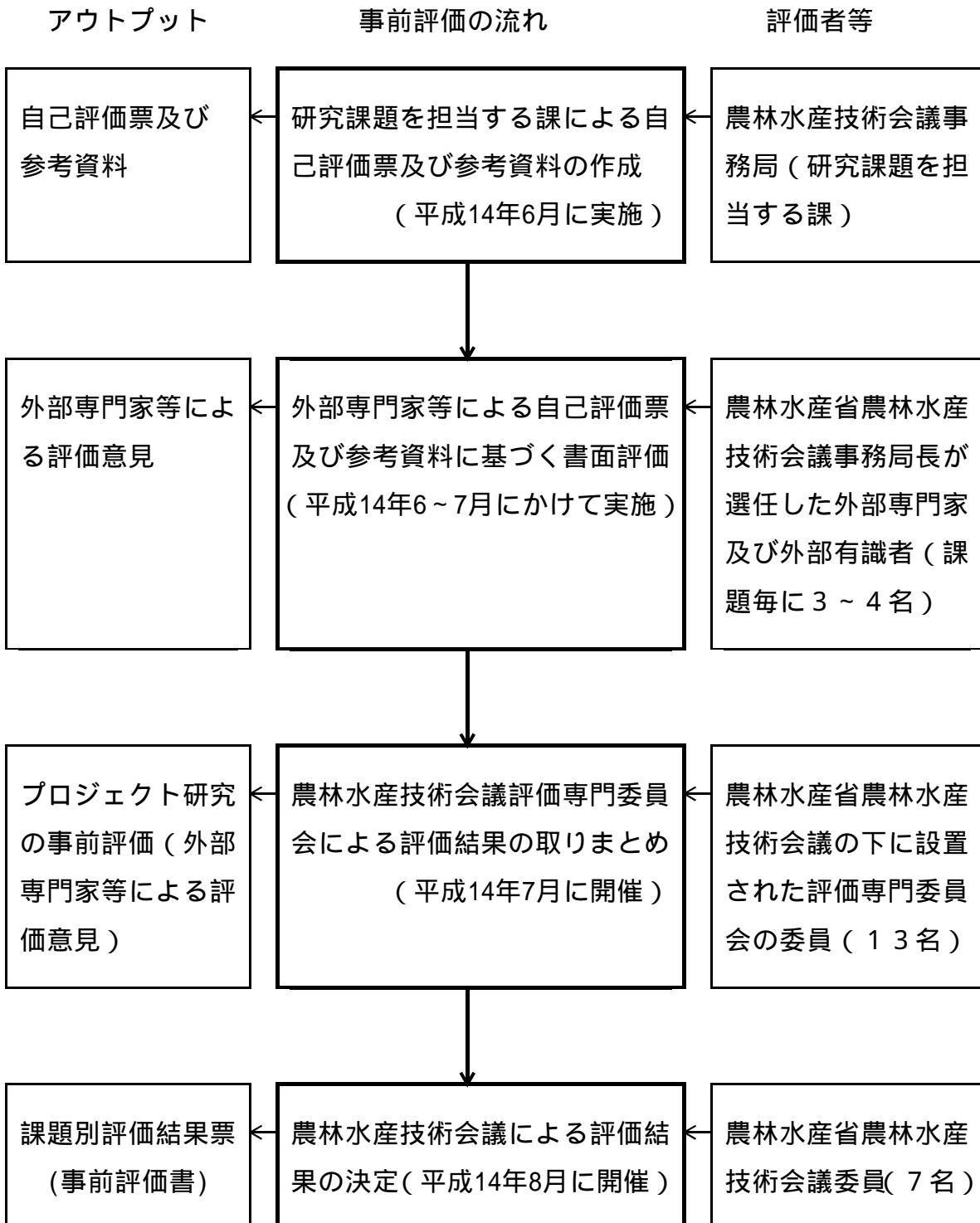
# 厚生労働省

アウトプット  
(公表の有無)

評価者等

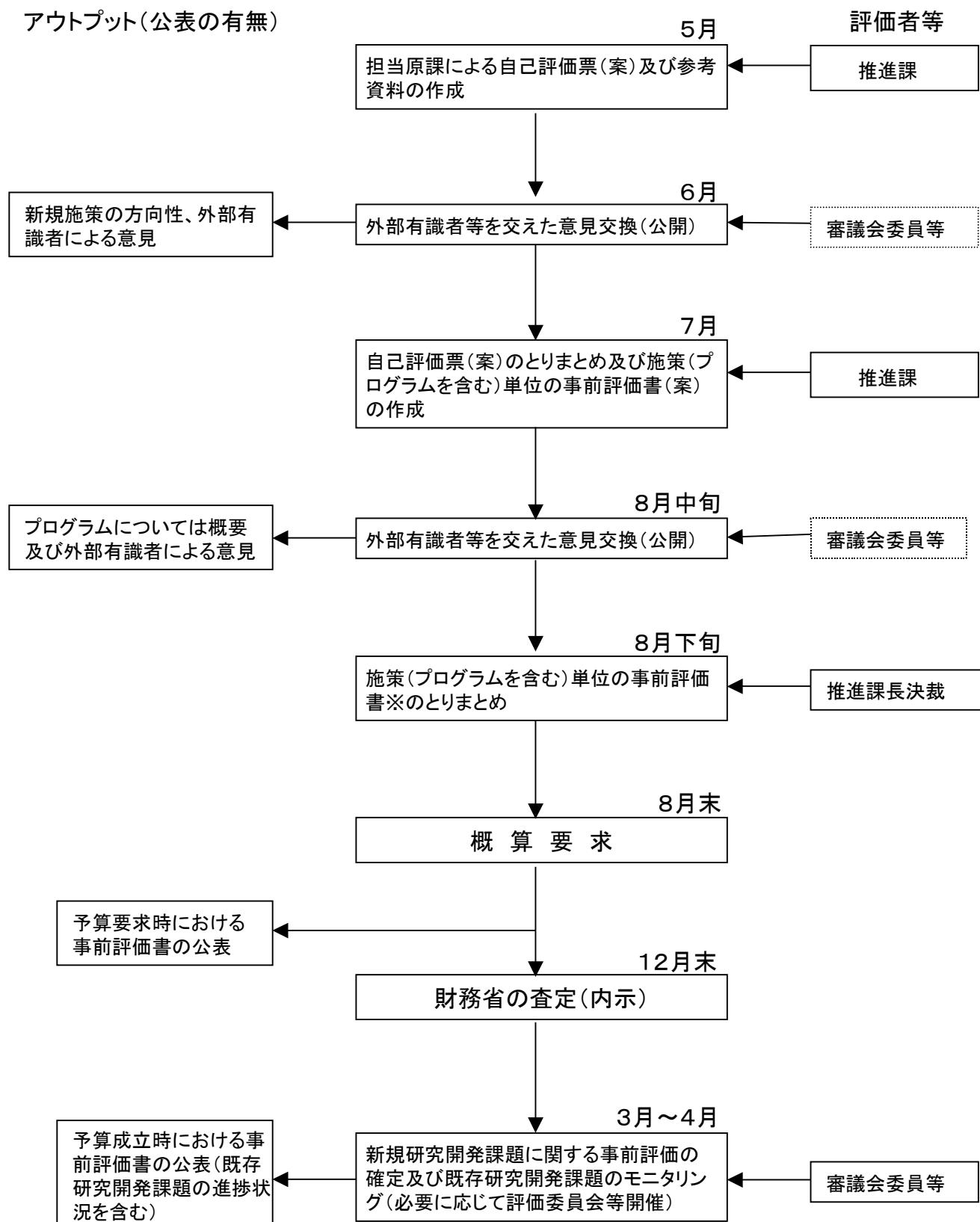


# 農林水産省



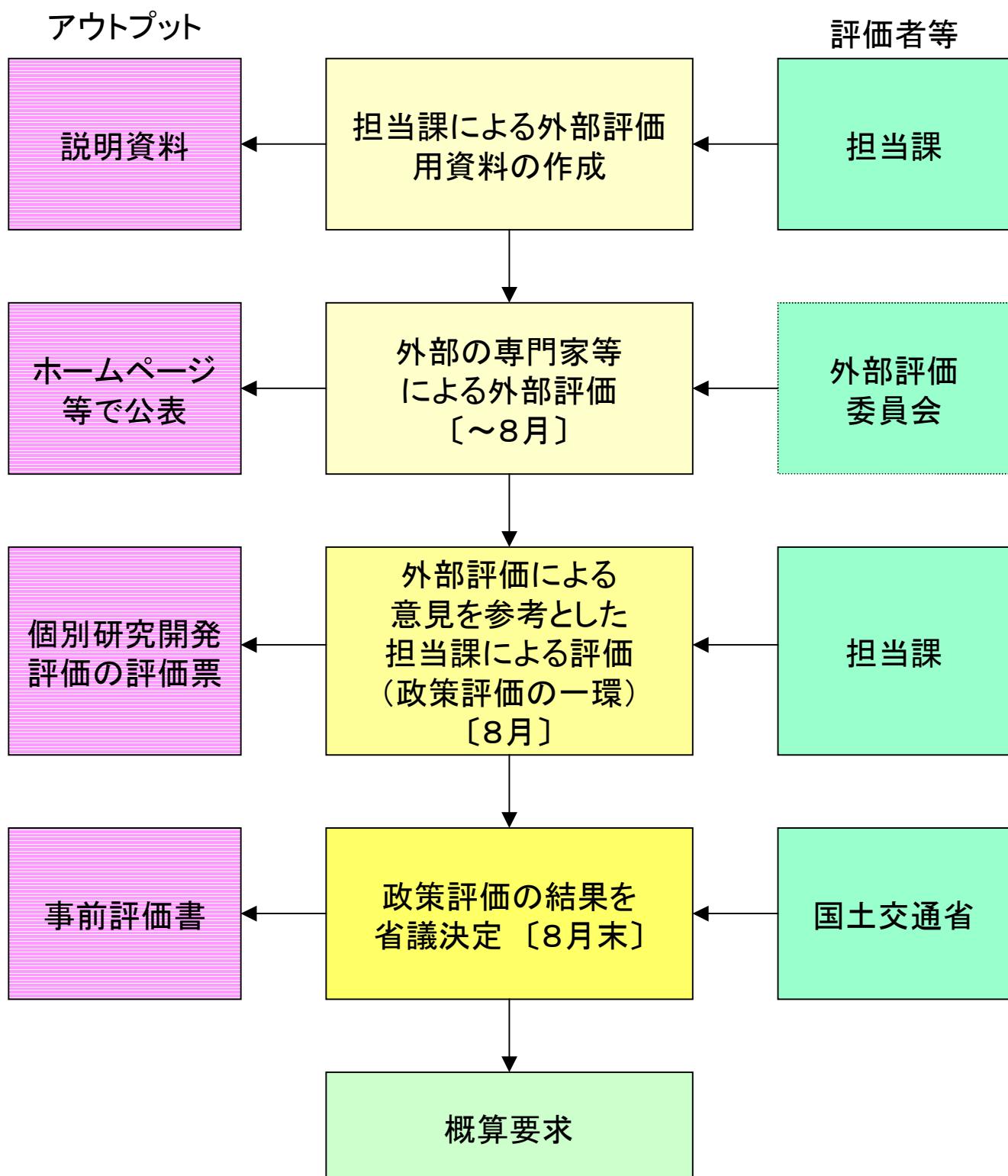
## 概 算 要 求

# 経済産業省



(※個別研究開発課題については施策(プログラムを含む)の中で検討し、まとめられる。)

# 国土交通省



# 環 境 省

前年までに実施された研究開発課題の評価結果のフィードバック

評価者等

担当課室において、  
評価用資料の作成

外部専門家等

意見と助言

外部専門家等からの意見聴取  
に努めつつ自ら評価

担当課

評価の  
取りまとめ

概算要求に結果を反映